

# 議案第12号 小松島市議会議員及び小松島市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について

## 《制定の趣旨》

市民にとって最も身近な市の選挙において、候補者の経歴や政見等をまとめた選挙公報を発行することにより、投票率の向上と選挙啓発につなげることを目的に、小松島市議会議員及び小松島市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を制定するもの。

## 小松島市議会議員及び小松島市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第172条の2の規定に基づき、小松島市議会議員及び小松島市長の選挙における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (選挙公報の発行)

第2条 小松島市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、小松島市議会議員及び小松島市長の選挙が行われるときは、当該選挙の候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに1回発行しなければならない。

#### (掲載文の申請)

第3条 候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、当該選挙の期日の告示のあった日に、委員会に文書で申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載してはならない。

#### (選挙公報発行手続)

第4条 委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合は、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

3 前条第1項の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

#### (選挙公報の配布)

第5条 委員会は、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙期日の前日までに選挙公報を配布するものとする。

2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、選挙公報について、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準じる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合において、委員会は、市役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講じることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めるものとする。

#### (発行の中止)

第6条 委員会は、法第100条第4項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行を中止する。

#### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。